

南部町へ

転入 するときは (または町内で転居する場合)

- 南部町に転居・転入される方は、引越しをしてから14日以内に届け出てください。
- 転居・転入手続き以外に該当する手続きがある方は、必要書類をお持ちの上、担当課にお問い合わせください。

手続き内容	該当の方	必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/> 転居届	南部町内で住所を移した方	印鑑・本人確認ができるもの(免許証など)	町民生活課 法勝寺庁舎 ☎66-3114 または天萬庁舎 ☎64-3781
<input type="checkbox"/> 転入届	他の市区町村から南部町に住所を移した方	前住所地の転出証明書・印鑑・本人確認ができるもの(免許証など)	
<input type="checkbox"/> 国民健康保険	国民健康保険加入者	印鑑	
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	75歳以上の方、または65歳以上で一定の障がいがある方	前住所地で発行された負担区分等証明書(県内は不要)・印鑑	
<input type="checkbox"/> 国民年金	国民年金加入者	年金手帳・印鑑	
<input type="checkbox"/> 子ども手当 ^(※)	中学3年生までのお子さんの保護者(公務員を除く)	印鑑・健康保険証・口座番号の分かるもの	福祉事務所 (健康管理センターすこやか) ☎66-5522
<input type="checkbox"/> 特別医療	一定の障がいをお持ちの方、中学校3年生までの方、ひとり親家庭の方	健康保険証・印鑑・障害者手帳特別医療費受給資格証(転居の場合)	
<input type="checkbox"/> 障害者手帳	障害者手帳をお持ちの方	印鑑・手帳	
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	児童扶養手当証書をお持ちの方	児童扶養手当証書・印鑑	
<input type="checkbox"/> 介護保険	介護保険の受給資格証明書をお持ちの方	前住所地で発行された受給資格証明書	
<input type="checkbox"/> 母子保健	妊娠中の方 8歳未満の児の保護者	妊婦・乳児一般健康診査受診票、または予防接種予診票の差し替えが必要です。母子健康手帳、お持ちの受診票を持参して再発行を受けてください。	健康福祉課 (健康管理センターすこやか) ☎66-5524

(※) 子ども手当は4月以降は制度の改正により、必要なもの、手続きの時期が変わる場合があります。

国民年金の届出・保険料の納付をお忘れなく

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。学生であっても、国民年金に加入し、保険料を納付することが義務付けられています。

就職、退職、20歳になった時、結婚したときなど、国民年金の加入や種別変更の届出が必要です。

それぞれの届出や、保険料の納付を忘れたままにしておくと、将来受け取る年金が減額されたり、病気や怪我で障がいをおったり、亡くなった場合に年金を受けられなくなることがあります。届出や保険料の納付は、忘れないようにしましょう。

<20歳になったとき>

年金事務所から送付される資格取得届を、町民生活課にお持ちください。

<就職したとき>

職場の厚生年金に加入したときは、脱退の手続きを行ってください。原則として手続きは、お勤めの事業所が行います。

<退職したとき>

退職して職場の厚生年金等をやめたときは、加入手続きを行ってください。

※印鑑、年金手帳、健康保険の資格喪失証明書等(退職日がわかるもの)をお持ちの上、手続きを行ってください。